

「ブラッドレーのせいきゅう書」再考

林 徹

Abstract

Since 1964, the well-known short story “What Bradley owed” has been quoted in the approved textbook of moral education for elementary school in Japan. In the light of business management, the story not in the textbook but the original (1911) seems to give some insights helpful for both financial independence and start-ups to general readers as well as students studying business course. That is what this paper proves. Firstly, we compare the story in the textbook with the original to focus on the difference between them. Secondly, regarding to monetary evaluation, financial independence, and so-called two factor (motivation-hygiene) theory, we critically review the provision i.e. mutual duty to support in Civil Code of Japan and the philosophy of “the power to live” in the official guidelines for the course of moral education. Thirdly, based on the critical review above, we prove that the story original instead of the story in the textbook is worth treading.

Keywords: monetary evaluation, financial independence, two factor theory, “the power to live,” start-up

目次

- 1 問題の所在
 - 2 相互扶養義務と「生きる力」
 - 3 原典の再解釈
 - (1) 欲求理論
 - (2) 起業への扉
 - 4 結語
- 資料出典
参考文献

1 問題の所在

「ブラッドレーのせいきゅう書」(以下、この資料と言う)とは、1964年に文部省によって作成された小学校道徳の指導資料第1集(第4学年)に収録された資料(読み物)である。その原典は、牧師ヒュー・ケル博士(Kerr, Hugh Thomson, 1871-1950)による“What Bradley owed”であり、1911年に上梓されている。

50年以上が経過した現在、核家族化、少子高齢化、平均寿命の長期化などによって、家族観も社会的通念も、当時と比べると大きく変容してきている。にもかかわらず、8社の道徳教科書（2017年3月29日検定済）において、いまなおこの資料は掲載されている。ただし、教科書によっては題名が「おかあさんのせいきゅう書」等とされているものもある（表1）。

そればかりではない。現在（1989年3月から2008年3月まで同文）の道徳の指導要領4-(3)「父母、祖父母を敬愛し、家族みんなで協力し合って楽しい家庭を作る」（傍点は引用者）ことは、当時（1958年10月）の指導要領2-(33)「家族の人々を敬愛し、よい家庭を作りあげようとする」（傍点は引用者）（1977年7月2-(25)まで同文）ことと比べると、ほとんどその内容は変わっていない。

家庭や家族が抱える複雑さは、昔も今も変わらない。「楽しい」または「よい」家庭とは何かをめぐって議論することは、文字通り道徳観や価値観の問題であって、科学ではない。にもかかわらず、本稿ではこの資料を取り上げる。なぜか。

かつてわが国では義務教育の職業科において簿記が教えられていた。ところが、選択科目であった外国語（英語）の必修化とともに簿記は義務教育のカリキュラムから消えた（林，2018a）。単式簿記である家計簿の実例すらも、現行の家庭科（小・中・高）の教科書には掲載されていない。簿記に関する具体的な証憑類（領収書、納品書、注文書、見積書、請求書、給与支払明細書、など）となると、義務教育における教科書のなかでそれらに出会うことはまずない。その例外の1つがこの資料なのである。

教科書に載っているこの資料を拡大解釈したとしても、せいぜいのところ欲求理論までであり、それ以上の何かを導き出すことは見込めないであろう。ところが、この資料の原典を繙いてみると、小学校学習指導要領解説道徳編（2008年6月）で求められている「生きる力」という理念に関係する豊かな記述を見出すことができる。皮肉なことに、その部分は、どの教科書のこの資料をみてもバツサリと割愛されているのである。

本稿では、その事実を指摘したうえで、割愛されている部分が「生きる力」という理念に関係していることを経営の観点から論証する。以上がこの資料を取り上げる理由である。

この資料において原典から割愛されている具体的な部分は、原典における第1段落である。それは、「小柄な8歳、金髪に青い瞳、それに明るい笑顔が印象的」というように、ブラッドレーの外観に関する説明で始まる。それに続く次の文は意味深長である。「けれども、ブラッドレーにはどんなことでも貨幣的に評価する習慣がある。」（傍点は引用者）さらにこう続く。「その習慣ゆえに、ブラッドレーのなすことが裏目に出てしまうこともある。というのは、世の中には金銭では手に入れられないことがあるからに他ならない。以下の物語は、まさしくその一例である。」

どんなことでも貨幣的に評価するという習慣を持つ8歳の少年が、この世にどれほど存在するであろうか。原文では *bad habit* と記述されている。けれども、その習慣それ自体は決して悪いことではない。むしろ高く評価されるべきである。貨幣的評価とは、会計公準の1つであって、物事（取引）を客観的・合理的に測定・伝達するための普遍的な技術たる会計に不可欠な要件である。貨幣的評価の技術は、自身の信用を構築するための礎であり、したがって起業や企業活動にとってはその根幹であり、わけても資金調達のためには絶対不可欠なものであ

る。

金銭で手に入れられないことが世の中にあるからと言って、貨幣的評価が軽視あるいは無視されるべきではない。かりに貨幣的評価の技術が軽視あるいは無視されるとしよう。日常の経済的な消費生活から規律が失われ、やがて放蕩を招くであろう。逆に、貨幣的評価の習慣をコツコツと積み重ねていけば、会計の知識を体系的に学ばずとも、早晚、たとえその用語を知らなくとも、ストックとフローの概念に辿り着くであろう。加えて、時間の貴重さを自覚するようにもなるであろう。

それゆえに、8歳のブラッドレーがいかにしてその習慣を身につけたかを、ぜひ披露してほしいところである。ところが、原典にもこの資料にもその記述はない。

以下では、第1に、わが国において、相互扶養義務と個々の国民に求められる「生きる力」という理念、これら相反する2つの価値観が共存していることを確認する。第2に、この資料に対してそれらのあてはめを試みる。第3に、欲求理論の見地から、読み物としてこの資料が持つ学術的・実践的な価値を明らかにする。第4に、「生きる力」という理念の延長として、この資料が「起業への扉」としての役割を含んでいることを経営の観点から論証する。

2 相互扶養義務と「生きる力」

第1に、相互扶養義務を概観しよう。

わが国では、夫婦の間においては相互扶助（民法752条）の義務が、また直系血族と兄弟姉妹の間においては相互扶養（民法877条1項）の義務が、それぞれ課されている。しかし、それらはいずれも私人間における努力義務規定にすぎない。それらに反したからといって公権力による罰が予定されているわけではない。そのような努力義務規定は、家族愛のいわば「押し付け」という意味しか持たないのである。

そのような押し付けに反して家族愛が破綻したとき、必ずしも円満な離婚や別居に至るとは限らない。円満でないばあい、ドメスティック・バイオレンス（家庭内暴力）、遺棄、虐待、などといった、いたたまれない事件や社会現象として顕在化することもある。

したがって、「円満な別れ方」もまた、「生きる力」という理念の下で取り扱われなければならない。しかし、現行の道徳教科書をみる限り、たとえば、非正規の従業員を雇い止めしなければならない場面における経営者の逡巡、具体的な対応策、説得における注意点などについて考えさせる読み物はない。

他方で、財産の帰属については、夫婦間における共有（民法762条2項）という例外的な規定はあっても、親子間には共有に関する規定はない。個人単位（民法762条1項）が原則である。親子や兄弟姉妹の関係にあるということは、養子縁組は別として偶然的出来事に他ならない。

財産の維持・管理の主体は、個人である。それゆえに、家族といえども、胎児のとき（民法886条1項、772条1項2項、相続税法27条2項）ないし生まれたときから、経済面に限って言えば、親子も兄弟姉妹もお互い他人なのである。

事実、子（兄弟姉妹）がそれぞれ婚姻して独立の生計を営むようになれば、たいていのばあ

い、卑属の養育と世話で手一杯になる。その結果、(姻族を含めた) 尊属や兄弟姉妹に対する相互扶養義務の努力規定はしだいに意味をなさなくなる。というのも、何らかの事情で生計に支障が生じたとしても種々の社会保障制度(行政)で対処されるからである。

第2に、「生きる力」とは何かについて吟味しよう。

小学校学習指導要領解説道徳編(2008年6月)には「生きる力」という理念が明記されている。抽象的な表現ではあるが、少なくとも心身ともに健康を維持する自己管理能力を意味していることは疑いないであろう。一方で、身体を健康を維持するには物的・生理的な低次欲求を充足するための経済的な裏付けが必要不可欠である。他方で、心の健康を維持するには多かれ少なかれ尊厳や承認といった社会的な高次欲求が満たされる必要がある。にもかかわらず、現在の学習指導要領では後者が重視されているのに対して、前者についてはほとんど無言のままである。

生きる力の本質を明らかにするため、わが国の所得税法にその手がかりを求めることにする。わが国の(個人)所得税法では、不労(利子・配当・不動産)、事業、給与、・・・という順序で、所得が10種類に区分されている(タックスアンサー所得税 No.1300「所得の区分のあらまし」)。このうち給与は、大きく分けて3番目に登場する。すなわち、①相対的にリスクが小さく安定的な不労(利子・配当・不動産)、②相対的にリスクが大きく不安定な事業、これらの次が③給与(労働)である。この順序で列記されているのはなぜか。

通説では、勤労は「道徳的な努力義務」にほかならず、教育と納税とは質が異なると解釈されている(憲法27条1項)。かつて、参政権は一定額の納税者にしか与えられていなかった。いわゆる高額納税者であり、具体的には地主階級と資本家階級に他ならない。無産階級である賃金労働者に対して参政権は認められておらず、彼/彼女らは欧米における奴隷に匹敵する存在であった。申告・納税義務者については、個人ではなく、戸主であった(cf.シャープ使節團, 1949)。その後、法人(所得)税が分離された(1940年)。給与以下に挙げられている所得の区分は、近年になって追加されたものである。

いま、国家を運営する側に立ってみると、個々の納税者がどのようにして生計を立てていて、どのように暮らしているかは、問われない。正しく申告と納税をし続けてさえいればそれで国民としての義務は果たされている、というわけである。しかし、内政の秩序維持のためには、国家は、地主階級と資本家階級という市井の支配階級に依存せざるをえない。事実、戦前においては地租と酒税が国家税収の大半を占めていた(国税庁租税史料)。昔も今も、少数派が支配階級に属し、その他多数派が被支配階級に属している。このことが、①相対的にリスクが小さく安定的な不労、②相対的にリスクが大きく不安定な事業、これらの後に③給与という順で列記されている理由であるように思われる。

こうした現実の下で、経済的な意味において「生きる力」とは何か。人生は一度しかない。努力と才覚によって富裕層(支配階級)に属するか、勝負とリスクを避けてお勤めだけ(被支配階級)の人生でよしとするか、本人の選択に委ねられる。これが自由主義社会の原則である。

いずれの道を選ぶにせよ、身体を健康を維持するには、一定の可処分所得または資産が欠かせない。一定の可処分所得を得るにせよ、資産を取得・処分・運用するにせよ、ある程度の複式簿記の知識と禁欲的な規律正しい生活の両方が不可欠である。ただし、それらは身体を健康

を維持するための必要条件であって、十分条件ではない。

なぜなら、市場取引にせよ企業活動にせよ、経済活動を営むには心の健康が絶対条件であるからに他ならない。支配階級であれ、被支配階級であれ、同じ社会に属して経済活動を営むためには、共通して求められる「何か」がある。それは、たとえば、自己管理、職場や近隣における円満な人間関係の構築と維持、円満な夫婦関係と親子関係の維持である。それらは、いずれも、必ずしもカネ（不労所得や資産）で手に入れられるものではない。労働を通じてのみ手に入れられるわけでもない。

そうではなくて、高次欲求と密接にかかわるきわめて貴重な「何か」、言い換えれば心の健康である。身体を健康に維持するための十分条件としての、その「何か」があるからこそ、人は動くし、また人に動いてもらうこともできる。動き、あるいは動いてもらう場面が、現実には職場であることが多い。

以上より、逆説的ではあるが、経済的な意味において「生きる力」の本質とは心の健康である。こうして、複式簿記の基礎知識、禁欲的で規律正しい生活（自己管理）、それに円満な人間関係の構築と維持（社会的な技能）、これらが経済的な意味において「生きる力」を具体的にかつ長期的に支えている。

第3に、相互扶養義務と「生きる力」を、この資料にあてはめてみよう。

お母さんとブラッドレーは親子という設定である。直系の血族には相互扶養義務があるから、無償の助け合いが努力義務として強いられる。しかし、親子間において、一部に利益相反（民法826条1項2項）の例外はあるものの、市場取引が否定されるわけではない。胎児にさえも帰属主体としての財産権が認められるのであるから、8歳のブラッドレー個人にも当然に財産権はある。したがって、親子の間でお手伝いやお使いをめぐって金銭を要求すること、それ自体は違法ではない。

ブラッドレーによる貨幣的評価の習慣は、既述のように、彼自身にとってはもちろんのこと、社会的・教育的な見地からみても、けっして悪いことではない。「生きる力」の礎を8歳にしてすでに身に着けているという意味で、むしろ称賛されるべきである。

問題は請求書の中身である。原典によれば、請求書の内訳は、①お使い（25セント）、②よい子でいること（10セント）、③音楽のレッスンを受けていること（15セント）、④その他（5セント）、計55セントである。

順に吟味してみよう。①について、もしお母さんがブラッドレー以外の第三者に同じ内容の「お使い」を依頼するとすれば25セントが相場である。その額は、いつものようにブラッドレーが貨幣的評価を試みた結果なのかもしれない。であれば、自らの行動を貨幣的な見地から相対化できているとみてよい。

②について、「よい子」の定義が明らかではない。かりにそれをお母さんの体面を保つための節制とするなら、その精神的苦痛の対価は10セントであると彼自身が評価した結果である。たとえば、お母さんの身上について来客や近隣者などの第三者から尋ねられたとしよう。こみあげてくる素直な善意に背いて、ブラッドレーはお母さんの身上に関する秘密を守るために口を閉ざした。こういったケースであれば10セントの要求は理にかなっていると言ってよい。

③について、ブラッドレーが対価を要求しているという事実から、「音楽のレッスン」が彼

自身の意に反したものと推察される。②と同様に、お母さんの虚栄心からわが子にレッスンを受けさせているとすれば、その苦痛に対する対価として15セントを計上することは、決して不合理なことではない。ブラッドレーには貨幣的評価の習慣があるから、受益者負担の原則を知っていても不自然ではない。逆に、自らすすんでレッスンを受けているなら15セントを計上するのでなく、たとえば発表会で腕前を披露するなどして、謝意を伝えるはずである。

最後に、もっとも重要なことであるが、ブラッドレーはべらべらと口頭で55セントをお母さんに要求したわけではなかった。8歳である彼は、個々の内容について貨幣的に評価をし、それらを一通の書面にとりまとめてきちんと折り畳み、確実に読んでもらえるようにお母さんの目の前に置いた。こうした一連の動きは注目に値する。なぜなら、業界によっては商慣習として、郵送や Email ではなく請求書を手交することが得意先に対する礼儀であるという考え方も存在するからである。

事実、原典の第2段落には、「自分の皿に55セントが置かれているのを知って目を丸くしたブラッドレーは、彼自身の取引手腕 (business ability) がさっそく認められたと思った」という記述がある。

ただし、この資料をめぐるのは、表1のように原典と比較してみると、第1段落、請求書の中身、涙を流す場面、などの面で教科書によってさまざまな改変が施されている。

以上の吟味により、この資料における「ブラッドレーからお母さんに対する請求書」から、「生きる力」にとどまらず、起業者ないし経営者としての萌芽をもブラッドレーに見出すことができる。

他方で、「お母さんからブラッドレーに対する請求書」の内容は、①ブラッドレーへのやさしさ、②ブラッドレーが猩紅熱に長くうなされたときの看病代、③衣類、靴、グローブ、遊び道具の代金、④食事代とブラッドレーの部屋の掃除代、いずれも無料、というものである。

古今東西、実親による養育に関して、その対価を8歳の子に対して求めるのは非常識である。実際、親子間において相互扶養義務が問われる場面は、たとえば、養子縁組による養親と養子、離婚(または再婚)後における親子、などに限られるであろう。なぜなら、遺棄や虐待といった多くの残虐な事件の背景に、養育費の不払い等の事情がしばしばみられるからである。ただし、ブラッドレーとお母さんの法的な事情については、この資料から読み取ることはできない。

ブラッドレーが貨幣的評価の習慣を持っていることをお母さんは知っていたのか、そうでないか。前者であればさらに、お母さんがその習慣を教え込んだのか、そうでないか。この点、原典の全体を慎重に再読すると、少なくとも知っていたと思われる。これに対して、ブラッドレーの貨幣的評価に関する記述が割愛されている「この資料」からそれらの疑問について判断することはまったく不可能である。

であるからこそ、その場で説教を垂れるのではなく、少し間をあけて、同じ請求書という書面を通じて、貨幣的評価に馴染まない、またはそれが妥当でない場合(取引)があるということ、ブラッドレーにわからせようとしたものと推察される。

お母さんが日頃から家計簿をきちんと管理していて、その背中を見ながらブラッドレーが育ったとすれば、彼が8歳にしてそのような習慣を身につけていることと首尾一貫する。それゆえに、お母さんはその場で痲癩を起こすことなく、冷静に対処できたとみてよい。

以上から、相互扶養義務は円滑に履行されており、親の子に対する愛情が貨幣的評価に馴染まないことをブラッドレーにわからせる方法も適切であった。養子縁組など、実親と実子の関係でなくても、上記と同様の、二者間におけるそれまでの背景なり事情なりが認められれば、大きなトラブルを招くことはないであろう。加えて、子の「生きる力」の土台としての躰をそこに認めることもできる。

これに対して、親子間の法的関係にかかわらず、お母さんが、たとえば、家計簿をつけていない、ブラッドレーの習慣に無関心である、またはやたらと口やかましかい、としよう。そうした事情があれば、ブラッドレーからの請求書を黙って受け取るとは考えられない。1セントたりとも与えないであろう。その場で叱りつける、無視する、殴る、などの暴力的な展開すら予想される。ましてや、同様にして請求書を作成し、それを通じてブラッドレーにわからせる、といった手間のかかることなど、つゆもないであろう。

3 原典の再解釈

この資料の目的は、親子間における相互扶養義務の意味するところを、物語を通じて具体的に児童に考えさせ、金銭だけでは手に入れないものがあることを具体的に児童に理解させることである（赤堀，2015）。しかし、経営の観点からこの資料の原典を繙いてみると、そのような限定的な読み方にとどまらず、それ以上の豊かな解釈が可能な読み物でもあることがわかる。以下では、そのような観点から具体的に再解釈する。

(1) 欲求理論

この資料には2つの請求書が対比的に紹介されている。ブラッドレーが作成した請求書には55セントという金銭的な欲求が、お母さんが作成した請求書には無料（すなわち無償のまことの愛情）という非金銭的な動機が、それぞれ表現されている。

したがって、欲求には金銭的なものと非金銭的なものの少なくとも二種類があることを、この資料は教えてくれる。労働は苦痛であるという前提に立てば、非金銭的な動機は見えにくくなる。これに対して、労働とはそこに楽しみや喜びを見出す好機であるという見方に立てば、金銭的な欲求は相対的に後退する（McGregor, 1960; Cheng, 2016）。

言い換えると、肉体的な苦痛回避は物的・金銭的な補償の対象となる。これに対して、尊敬される、認められる、といった高次の精神的欲求は、金銭によって手に入れられるよりもむしろ、たとえば人格の陶冶という努力を通じて成就され、満たされる。これが動機づけ＝衛生（二要因）理論（Herzberg, 1966）の本質である。

実際、ボランティア活動なるものは、この二要因理論なくしては説明がつかない。人はなぜ無償で貴重な時間と労働力を提供するのか、という問いである。たとえ金銭的に無報酬であったとしても、そこに内発的に動機づけられた（Deci, 1975）愛情や奉仕の精神があるからこそ、ボランティア活動が成り立つ。

これに対して同じ「施し」であっても寄付や贈与という行為は微妙である。その額の多寡にかかわらず、受け取る側からすれば、恩という名の債務の「押し付け」という面を拭いきれない

いからである。

他方で、いわゆるふるさと納税（地方税法第37条の2）などの寄付は、納税者による納付先の一部変更にすぎないので、納付先として指定された相手方の地方公共団体に何ら負担を与えることはない。しかも、たとえば被災地を納付先として指定するだけで、個々の納税者の高次欲求（その被災地への義援金という貢献）は間接的ながらも満たされる。

この資料においてお母さんは、ブラッドレーの請求通り55セントを用意し、同時に、お母さんからブラッドレーへの請求書を彼の皿の脇に置いた。

かりに、55セントを用意せず、あとで支払うなどの条件を付けることもなく、お母さんからブラッドレーに対する請求書だけを置いたらどうであろうか。そのばあい、ブラッドレーは自身の取引手腕をお母さんに認めてもらえなかったと受け止めるかもしれない。

逆に、55セントだけを置いたらどうであろうか。ブラッドレーは、①さらに金銭欲求を膨らませてつけあがるか、②素直にお母さんに対する感謝の手紙を書くか、または③その他のシナリオ、が考えられる。いずれにせよ①のシナリオを招くリスクは残る。

したがって、55セントと請求書の「両方を」しかも「同時に」用意したのは、お母さん自身の取引手腕によるものと言える。そのようなお母さんであるからこそ、前述したようにお母さんの背中を見ながら、ブラッドレーは多くを学んでいたものと推察される。

要するに、一方で、55セントには、ブラッドレーのプライドを傷つけることなく、お母さんの請求書に対して目を向けさせる効果がある。他方で、55セントを見てやや浮かれたブラッドレーに対して、すぐさま請求書をつきつけることで、まことの愛情の存在を知らしめることができる。このように解釈できる。ただし、それらが同時に提供されないと各々の効果も限定的になる。

(2) 起業への扉

以下では、潜在的な起業者の顕在化の過程を概観し、学術上の課題を指摘し、それらをふまえてこの資料の原典が持つ学術的・実践的な意義を経営の観点から明らかにする。

起業者とそうでない人をはっきり分ける、一般に認められた行動科学上の特質はない（高橋, 2007, p. 201）と言われる。にもかかわらず、潜在的な起業者が事業機会を認識するとき、2つのパターン、危機触発型と夢・志誘導型があるとされる（GEM, 2002, p. 16）。

高橋（2007）によれば、その差は、A 対象物（出あい）、B 環境（置かれた条件）、C 認識者（能力や問題意識）、の3つの組み合わせ（以下、ABCモデルという）によって生じる。したがって、同一の経験や体験は事業機会を認識するための必要条件にすぎない（高橋, 2007, pp. 58-78, 100）。

ここで、潜在的な起業者とは、具体的に継続的な営利取引に至るまでの懐妊（独立開業を決意のうえ、種々の人的・社会的資本を基礎として開業準備に着手している）段階にある者（nascent entrepreneur: Reynolds and White, 1997）ではなく、懐妊に至る前の（開業の決意に至っていない、または開業準備を意図していない）段階にある者を指している。

ABCモデルによれば、特定のBのもとで、CとAがどのように相互作用したか、が決定的である。先行研究（e.g., Cooper and Artz, 1995; 安田, 2004; 鈴木, 2012）が示すように、それ

らの「組み合わせと相互作用」の結果、危機触発型よりもむしろ夢・志誘導型が、顕在化後の経営の安定と関係する傾向にある。

林 (2018b) によれば、A との相互作用を経た結果、事前の B と事後の B' を比べると、C にとっては B と B' は必ずしも同じではない。いわば、懐妊を阻むべき要素 B が、一定の相互作用を経て、逆に懐妊を促すべき要素 B' へと変化するのである。ただし、本人 C 以外の第三者の視点からは、B と B' は同一にみえる。たとえば、本人 C にとって、起業そのものに対する自信がない B から根拠がはっきりしないものの自信に満ちた B' へ、取り組むべき業界の知識を持たない B から仕事をしながら学ばよという態度を帯びた B' へ、などである。

ABC モデルにおける C の認識に基づいて B が変化する過程は、モーリスら (Morris et al., 2011) による「起業につながる体験の概念的モデル」で把握される。起業の文脈において AET (Affective Events Theory) を含む先行研究をふまえたモーリスらによる仮説を整理すると以下のようなものである。

まず、感情面における正の変化が生じると C の見方が一変する。その後、感情面の起伏を伴いながら経験を積み重ね、しかも必ずしも直線的に顕在化に向かうわけではない。早晩、物的資源の獲得と相俟って、いわゆる懐妊期を経て、起業者の誕生に至る、と。

したがって、B が B' に変化する要因は C の感情面における正の変化である (e.g., Damasio, 1994; Bechara and Damasio, 2005; Camerer, et al., 2005; Hayton et al., 2011)。しかし、モーリスらによるモデルでは、懐妊の契機を説明するのに不可欠な、A と C の相互作用は捨象されている。

他方で、A との相互作用のなかで C (アクター) が個人的な資源の限界を克服する現象を対象とする先行研究に社会ネットワーク理論 (ANT: Actor Network Theory) がある。

たとえば、強弱を伴う紐帯が複雑に混在する社会ネットワークのなかで、社会的資本が束ねられていく事象の中心にアクターを見出すことができる (Lin, et al., 1981; Burt, 1997; Portes, 1998)。アクターは、具体的で個人的な経験 (Cope and Watts, 2000) と感情を伴う学習に基づいて、即興的に社会的資本を束ねていく (Louridas, 1999; Hmieleski and Corbett, 2008)。アクターが経験とともに成長していく事象はベンチャー企業の誕生の過程でもある (Tajfel and Turner, 1986; Ireland et al., 2003; Downing, 2005)。その過程それ自体はアクターが事前に予想できる以上の変化を伴うものであり本質的に統制不能である (Gartner, 1993; Plowman, et al., 2007)。しかもそのような事象は起点も終点も曖昧であり、かつ継続的な性質を帯びている (Deleuze, 1994; Cope and Watts, 2000; Weiss and Beal, 2005; Morris et al., 2011)。

以上をまとめると、C にとって特定の相手 A との特定の相互作用が、B を B' へと変化させ、それに伴って経営資源が束ねられていく。ここで、正の感情を帯びた C の行動原理は、サラスバシー (Sarvasvathy, 2008) が言うエフェクチュエーション (effectuation) で説明される。しかし、コーゼーション (causation) ではなくエフェクチュエーションの論理によって C の行動が導かれる要因、すなわち C の感情面における正の変化については、サラスバシーは説明していない。

したがって、ABC モデル、AET、ANT におけるアクターのエフェクチュエーション、これらを相互に接続することが学術上の課題である。

以上の説明を「この資料」にあてはめてみよう。

ABCモデルに関しては、Aはお母さん、Bはこの家庭を含むブラッドレーを取り巻く社会的環境、Cはブラッドレー、である。ANTに関しては、アクターはブラッドレーであるもの、ネットワークに含まれるべき人脈は不明である。

この資料における請求書のやり取りを境として事前と事後を検討すると、CにとってB（貨幣的評価が妥当な対象はすべて）はB'（貨幣的評価が妥当な対象は必ずしもすべてではない）へと変化したであろうか。この資料に限って言えば、変化しているはずである。しかし原典に拠れば、既述のように、変化していないという解釈の余地もある。

いずれにせよ、一筋の涙という描写（教科書によっては一部例外もある）から、A（お母さん）とC（ブラッドレー）の相互作用を通じて、アクターたるCは、正の感情を帯びるに至っている（AET）。

この資料は（原典も同様に）ここで話は終わっているが、その後の展開を展望すると、アクターCのエフェクチュエーションに関しては、周囲から大なり小なり希望が寄せられるものと思われる。逆に、失望を抱かせるような材料はない。

ただし、希望が寄せられるためには条件がある。それはCの貨幣的評価の習慣の有無である。この資料ではその記述は割愛されているが、原典では明記されている。この差はきわめて大きい。

一般に、長期にわたる帳簿を持つ人と帳簿を持たない人とでは、たとえその資産額に差があるとしても、信用の基礎という点から言えば勝負にすらならない。それが単なる叙述による日記ではなく、貨幣的評価に基づく統一的なものであるかどうかが重要なのである。

人に何かをしてもらうこと（To get things done through other people）、すなわち広義の経営（management）は安定的な自己管理という基礎の上に成り立つ。自己管理が不安定な者に経営を任せることは大きなリスクを伴う。その意味でブラッドレーには一部ではあるが経営の基礎が身につけているとみてよい。

4 結語

高等学校の普通科で使用される現行の家庭科教科書「ライフステージと経済計画」では、次のように記述されている。

「高校を卒業すると、進学する人、就職する人などに道はわかれるが、自立へと一歩前進する。（中略）進学する場合も自分で管理するお金が多くなるし、就職すれば、そのうちに自分の収入で生計を立てることができるようになるはずだ。

経済的に自立するということは、自分の力で収入を確保し、日々の暮らしに必要な支出をまかない、長期的に安定した生活を営むことができるようになることである。そのための家計管理と長期的な生活設計ができることも、自立の重要な条件である。」（宮本ほか、2016、p. 194、傍点は引用者）

ところがこの後に続くのは生活に必要な額の試算だけであり、どのようにして「自分の力で収入を確保」するのかに関する記述はまったくない。せいぜいのところ他の章においてなされる主要な金融商品の概要説明にすぎない。

ストックの説明はあっても、具体的な家計における貸借対照表の例（たとえば、居住している土地・建物の取得原価や評価額、種々の金融資産残高、金融機関からの借入金残高、など）を用いた説明ではなくて、蛇口から孔のある壺へと水が流れ込み流れ出る、よく知られた図によるきわめて抽象的なレベルにとどまっている。

これに対して、フローの一部としての給与明細の解説は細かい。ただし、源泉徴収制度が成立した背景や、そのプラス面とマイナス面に関する説明はいっさいない。事業を営む者なら誰でも知っているように、確定申告書を作成する際に税法の範囲内で節税のための具体的な対策を講じることが「自分の力で収入を確保」するための基本中の基本であるにもかかわらず、である。

それにしても、「そのうちに自分の収入で生計を立てることができる」ようになるはずという、まるで突き放したかのような表現は、「生きる力」という理念からみて教科書としての妥当性を疑わざるを得ない。しかも、すぐ次に続く段落で「長期的に安定した生活を営むこと」の意義を強調していることと整合しない。「そのうちに」という副詞は、いずれ遺産が手に入るであろうという意味なのか、相応のペースで昇給・昇任するであろうという期待を込めた意味なのか、漠然としている。

皮肉なことに、家庭科に関する学習指導要領では、少子・高齢化社会にあって、人の一生とライフステージに応じた説明はていねいであるように感じられるものの、相続に関する記述はいっさいない。いかに核家族化が進もうとも、相続がなくなるわけではない。高齢社会が進めば、むしろ遺産分割をめぐるトラブルが増加するはずである。

近年、主として相続を原因とする登記の不履行に端を発する所有者不明の土地が急激に増えていることが取り沙汰されている。その背景の1つとして、高等学校(商業科など一部を除く)までにおいて簿記・会計や法律に関する基礎知識がほとんど提供されていない、という事実を指摘することができる。

小学校3-4年生の段階において、かりにこの資料が原典に忠実な内容で提供されていれば、相互扶養義務、親子間の愛と絆、等々の従来の道徳的な意味に加えて、「生きる力」という理念について考えさせる好機となるように思われる。具体的には、貨幣的評価の意味、取引手腕（経営の才覚）を磨く方法、経済的自立ないし起業という長期的なキャリア、これらについて深くあるいは幅広く考えさせることである。

資料出典

Kerr, Hugh Thomson (2018) "What Bradley owed,"

in *Children's Story-Sermons*, London, UK: Forgotten Books, pp. 30-31 (Originally in 1911).

「お母（かあ）さんのせい求書（きゅうしょ）」『みんなの道徳4』

学研（平成29年3月2日検定済），pp. 64-65.

「ブラッドレーのせいきゅう書」（2017）『小学校どうとく3年』

学校図書（平成29年3月2日検定済），pp. 12-13.

- 「お母さんのせい求書」『小学どうとく 4』
 光文書院（平成29年3月2日検定済）， pp. 32-33.
- 「ブラッドレーのせいきゅう書」（2017）『小学生のどうとく 3』
 廣済堂あかつき（平成29年3月2日検定済）， pp. 70-72.
- 「ブラッドレーのせい求（きゅう）書」『小学どうとく 4』
 教育出版（平成29年3月2日検定済）， pp. 76-79.
- 「ブラッドレーのせい求（きゅう）書」『どうとく 4』
 光村図書（平成29年3月2日検定済）， pp. 108-111.
- 「ブラッドレーのせい求（きゅう）書」（2018年7月6日閲覧）
 『わたしたちの道徳小学校3・4年』文部科学省
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/doutoku/detail/1344253.htm
- 「お母（かあ）さんのせいきゅう書」（2017）『小学どうとく 3』
 日本文教出版（平成29年3月2日検定済）， pp. 78-83.
- 「お母（かあ）さんのせいきゅう書」『新どうとく 4』
 東京書籍（平成29年3月2日検定済）， pp. 104-106.

参考文献

- 赤堀博行（2015）「『ブラッドレーのせいきゅう書』の特質と活用」
 連載「魅力的な読み物資料の特質と活用」第12回「道徳と特別活動」編集委員会編『道徳と特別活動』
 文溪堂，第31巻第12号， pp. 32-33.
- Bechara, Antoine and Damasio, Antonio R. (2005) “The somatic marker hypothesis: A neural theory of economic decision,” *Games and Economic Behavior*, Vol. 52, Issue 2, pp. 336-372.
- Burt, Ronald S. (1997) “The contingent value of social capital,” *Administrative Science Quarterly*, Vol. 42, Issue 2, pp. 330-365.
- Camerer, Colin, Loewenstein, George, and Prelec, Drazen (2005) “Neuroeconomics: How neuroscience can inform economics,” *Journal of Economic Literature*, Vol. 43, No. 1, pp. 9-64.
- Cheng, Zhengyun (2016) 「『組織均衡論』と低賃金労働者」長崎大学大学院経済学研究科修士論文.
- Cooper, Arnold C. and Artz, Kendall W. (1995) “Determinants of satisfaction for entrepreneurs,” *Journal of Business Venturing*, Vol. 10, Issue 6, pp. 439-457.
- Cope, Jason and Watts, Gerald (2000) “Learning by doing: An exploration of experience, critical incidents and reflection in entrepreneurial learning,” *International Journal of Entrepreneurial Behavior and Research*, Vol. 6, Issue 3, pp. 104-124.
- Damasio, Antonio R. (1994) *Descartes' Error: Emotion, Reason and the Human Brain*, New York: Putnam.
 (田中三彦訳『デカルトの誤り：情動、理性、人間の脳』筑摩書房，2010.)
- Deci, Edward L. (1975) *Intrinsic Motivation*, New York: Plenum Press.
 (安藤延男・石田梅男訳『内発的動機づけ：実験社会心理学的アプローチ』誠信書房，1980.)
- Deleuze, Gill (1994) *Difference and Repetition*, New York: Columbia University Press.
 (財津理訳『差異と反復』河出書房新社，1992.)
- Downing, Stephen (2005) “The social construction of entrepreneurship: Narrative and dramatic processes in the coproduction of organizations and identities,” *Entrepreneurship Theory and Practice*, Vol. 29, Issue 2, pp. 185-204.
- 学習指導要領データベース（2018年7月6日閲覧）

- <https://www.nier.go.jp/guideline/>
- Gartner, William B. (1993) "Words lead to deeds: Toward an organizational emergence vocabulary," *Journal of Business Venturing*, Vol. 8, Issue 3, pp. 231-240.
- Global Entrepreneurship Monitor (GEM) (2002) Report.
- 林徹 (2018a) 「経営リテラシー：義務教育における複式簿記を中心に」
『長崎大学経済学部研究年報』第34巻, pp. 1-15.
- 林徹 (2018b) 「独立開業の過程」『経営と経済』第98巻第1・2・3・4号, pp. 1-23.
- Hayton, James C. and Cholakova, Magdalena (2011)
"The role of affect in the creation and intentional pursuit of entrepreneurial ideas,"
Entrepreneurship Theory and Practice, Vol. 36, Issue 1, pp. 41-67.
- Herzberg, Frederick (1966) *Work and the Nature of Man*,
Cleveland, OH: World Pub. Co, T.Y. Crowell.
(北野利信訳『仕事と人間：動機づけ-衛生理論の新展開』東洋経済新報社, 1968.)
- Hmieleski, Keith M. and Corbett, Andrew (2008) "The contrasting interaction effects of improvisational behavior with entrepreneurial self-efficacy on new venture performance and entrepreneur work satisfaction," *Journal of Business Venturing*, Vol. 23, Issue 4, pp. 482-496.
- Ireland, R. Duane, Hitt, Michael, and Sirmon, David G. (2003)
"A model of strategic entrepreneurship: The construct and its dimensions,"
Journal of Management, Vol. 29, Issue 6, pp. 963-982.
- 国税庁「租税史料」(2018年7月8日閲覧)
<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/sozei/index.htm>
- 国税庁タックスアンサー「No. 1300 所得の区分のあらまし」(2018年7月8日閲覧)
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1300.htm>
- Lin, Nan, Ensel, Walter M, and Vaughn, John C. (1981)
"Social resources and strength of ties: Structural factors in occupational status attainment,"
American Sociological Review, Vol. 46, Issue 4, pp. 393-405.
- Louridas, Panagiotis (1999) "Design as bricolage: Anthropology meets design thinking,"
Design Studies, Vol. 20, Issue 6, pp. 1-25.
- McGregor, Douglas (1960) *The Human Side of Enterprise*, New York: McGraw-Hill.
(高橋達男訳『企業の人間的側面』産業能率短期大学, 1966.)
- 宮本みち子ほか34名 (2016) 『新家庭基礎：パートナーシップでつくる未来』
(平成28年3月3日検定済) 実教出版.
- Morris, Michael H., Kuratko, Donald F., Schindehutte, Minet, and Spivack, April J. (2011)
"Framing the entrepreneurial experience," *Entrepreneurship Theory and Practice*,
Vol. 36, Issue 1, pp. 11-40.
- Plowman, Donde A., Baker, Lakami T., Beck, Tammy E., Kulkarni, Mukta, Solansky, Stephanie T.
and Villarreal, Deandra (2007) "Radical change accidentally: The emergence and
amplification of small change," *Academy of Management Journal*, Vol. 50, Issue 3, pp. 515-543.
- Portes, Alejandro (1998) "Social capital: Its origins and applications in modern sociology,"
Annual Review of Sociology, Vol. 24, pp. 1-24.
- Reynolds, Paul D. and White, Sammis B. (1997) *The Entrepreneurial Process: Economic Growth, Men,
Women, and Minorities*, Westport, CN: Quorum Books.
- Sarasvathy, Saras D. (2008) *Effectuation: Elements of Entrepreneurial Expertise*,

Cheltenham, UK: Edward Elgar.

(加護野忠男監訳・高瀬進・吉田満梨訳『エフェクチュエーション：市場創造の実効理論』
碩学舎, 2015.)

小学校学習指導要領解説道徳編 (2008年6月) (2018年7月6日閲覧)

[http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/
2009/06/16/1234931_011.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2009/06/16/1234931_011.pdf)

シャープ使節團編 (平田敬一郎・都留重人解説) (1949)

『シャープ勧告全文：税制の改革』日本経済新聞社.

(The Shoup Mission, *Report on Japanese Taxation*, Vol. I-II, General Headquarters
Supreme Commander for the Allied Powers, Tokyo, Japan, September, 1949.)

鈴木正明 (2012) 『新規開業企業の軌跡：パネルデータにみる業績、資源、意識の変化』勁草書房.

Tajfel, Henri and Turner, John C. (1986) "An integrative theory of intergroup conflict,"
in Worchel, Stephen and Austin, William G. (eds.) *Psychology of Intergroup Relations*, 2nd ed.,
Chicago, IL: Nelson-Hall, pp. 2-24.

高橋徳行 (2007) 『新・起業学入門：新しく事業を始める人のために』経済産業調査会.

Weiss, Howard M. and Beal, Daniel (2005) "Reflections on affective events theory,"
in Askanasy, Neal M., Zerbe, Wilfred J., and Härtel, Charmine E. J. (eds.)
The Effect of Affect in Organizational Settings (Research on Emotion in Organizations, 1),
Amsterdam, NE: Elsevier JAI, pp. 1-21.

安田武彦 (2004) 「起業後の成長率と起業家属性、起業タイプと起業動機：日本のケース」
『企業家研究』創刊号, pp. 79-95.

